

外部給電器の新規購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電動自動車用の外部給電器の普及を進めることによって、災害停電時においても地域の共助活動を滞りなく実施し防災機能を高めるとともに、電動自動車の利点である外部給電機能の周知を図り、災害停電時に電気を供給できる電動自動車を普及させ、自動車から排出される環境汚染物質並びに二酸化炭素削減を推進することを目的とする、市が行う神戸市電動自動車用外部給電器導入補助金（以下「補助金」という）の交付について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、当該補助金の交付等について必要事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「外部給電器」とは、電動自動車から電力を取り出す装置で、経済産業大臣が定めたクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象として指定した外部給電器をいう。
- (2)「電動自動車」とは、外部給電器により外部への給電が可能な自動車をいう。
- (3)「補助対象事業」とは、外部給電器の新規購入事業をいう。
- (4)「外部給電・神戸モデル」とは、災害停電時において電動自動車、蓄電装置もしくは可搬式エンジン発電機による給電活動を効果的に行うことを目的として、あらかじめ、商用電源と外部給電を切り替える手動切替装置や外部給電取込口を設置する電気工事をを行い、天井照明や壁コンセントなどの既設の電気回路に電動自動車の外部給電装置から直接電気を供給するシステムをいう。

(補助金交付の対象)

第3条 補助金交付の対象は、前条に定める要件に適合する外部給電器（中古を除く。以下「補助対象機器」という）の導入に要する費用であって、次項に該当する者（以下「補助対象者」という）のうち、補助金交付を受けようとする年度の4月1日以降に補助対象機器を導入した者とする。同一補助対象者からの申請は同一年度内に1台限りとする。

2 補助対象者は、次の要件を全て満たす市内の既存施設を所有する自治会などの地域団体(地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体)、分譲集合住宅の管理組合若しくはその他市長が認める団体とする。ただし、団体の役員に別表1に示す業種及び該当する法人の役員が含まれる場合を除く。

- ①自治活動や地域活動として福祉、防犯、防災、住民交流などの集会や行事などの活動拠点として日常的に使用している施設で、停電時を含めた災害時においてもこれらの活動基盤を生かした共助活動の拠点となる施設
- ②外部給電・神戸モデル普及のため、情報発信や外部給電訓練に積極的に協力できる施設

(補助金の額)

第4条 市長は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 この補助金の額等は、別表2によるものとする。

(補助対象者の義務)

第5条 補助対象者の義務は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象機器の購入後は、他の団体関係者の見学受入など補助対象機器の公開、施設内で使用する補助対象機器写真の公表、広報誌等取材協力などの普及活動に、積極的に協力すること
- (2) 補助対象事業の完了後は、施設を利用する団体の会員の誰もが、停電時に外部給電を受入れてできるように、わかりやすい具体的な手順書を作成して施設内に常備すること
- (3) 補助対象事業の完了後は、年1回以上、団体会員が参加する電動自動車等からの給電受入訓練を、団体の事業計画に計上して実施すること

(補助金交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を補助金交付を受けようとする年度の3月24日(土・日・祝の場合は、その前の開庁日)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書兼補助金請求書(様式第1号)
- (2) 補助対象施設の建物登記簿謄本(取得後3か月以内のもの)
- (3) 補助対象団体の規約・役員名簿
- (4) 補助対象機器の型式名及び製造番号が確認できる写真及び保証書の写し
- (5) 補助対象機器を購入した際の領収書
- (6) 停電時の外部給電手順書
- (7) 啓発事業実施計画書(外部給電訓練、機器見学会などの実施時期や概要がわかるもの)
- (8) 宣言書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付申請の受付)

第7条 市長は、予算の範囲内において、前条による補助対象者からの補助金交付申請を受け付ける。

2 前項により受け付けた補助金交付申請の補助申請額の合計が予算を超える場合は、予算を超える日の申請者全員を対象として市による抽選を行い、補助金の交付予定者を決定する。

(補助金交付申請の審査及び補助金の交付額の確定)

第8条 市長は、第6条による補助金交付申請を受け付けたときは、書類を審査するとともに、必要に応じて補助対象者等に対して報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。

2 市長は、前項の審査等により補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の額を決定し、補助対象者に対し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査等により補助金等の交付を不適当と認めるときは、速やかに補助金の交付を申請した者に対し、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第9条 市長は、前条第2項による補助金の確定の後、速やかに補助対象者に対し補助金を支払うものとする。

(手続代行者)

第10条 補助対象者は、第6条に基づく補助金交付申請について、補助対象機器を販売する者等（以下「手続代行者」という。）に対して、これらの手続きの代行業を、委任状により、委任することができる。

2 手続代行者は、委任された手続きに誠意をもって実施するものとする。

(補助対象機器の処分制限及び補助金の返還)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助対象機器の導入後3年以内に、当該補助対象機器を処分しようとする場合は、事前に財産処分承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、第1項による財産処分の承認を行うときは、財産処分承認を申請した者に対し、財産処分承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を受けた者が、前項の規定により承認を受けて補助対象機器を処分するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた者又は既に補助金の交付を受けた者が、次の各号に該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請によって補助を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 第3条第2項の要件を満たさなくなったとき。

(3) その他市長が補助の決定の取消の必要を認めたとき。

2 市長は第1項による取消しを行うときは、取り消す者に対し、交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(協力)

第14条 市長は、補助金交付予定者又は交付を受けた者に対し、市または市関係会議が行う調査、普及啓発事業について協力を求めることができる。

(委任)

第15条 この要綱により定めるものの他、補助金の施行について必要な事項は、市環境局長が別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 補助対象外の業種

① 別表2で補助対象とされる外部給電器の製造業者及び販売代理店
② 公法人，独立行政法人，国又は地方公共団体が50%以上出資する法人
③ 天然ガス事業者（「日本標準産業分類（平成25年10月改定）」（以下「日本標準産業分類」という。）における中分類34に分類され，天然ガスを取り扱っている事業者であって，天然ガス自動車を購入する場合に限る。）
④ 電気事業者（「日本標準産業分類」における中分類33に分類される事業者であって，電気自動車を購入する場合に限る。）
⑤ 水素ガス事業者（「日本標準産業分類」における中分類34に分類され，水素ガスを取り扱っている事業者であって，燃料電池自動車を購入する場合に限る。）
⑥ 自動車製造業者（「日本標準産業分類」における細分類3111及び3112に分類される事業者）
⑦ 自動車卸売業者（「日本標準産業分類」における細分類5421に分類される事業者）
⑧ 自動車小売業者（「日本標準産業分類」における細分類5911及び5912に分類される事業者）
⑨ 総合リース業者（「日本標準産業分類」における細分類7011に分類される事業者であって，上記①～⑧に対してリースするために外部給電器を購入する場合に限る。）

別表2 補助金の額等

補 助 対 象	補助金額	補助金の上限額
クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱に基づく外部給電器	申請時点における，クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱に基づく補助金額の1/4	10万円

※千円未満は切り捨てとする。

5 補助金額に関する事項

申請額※	円
------	---

※申請時点におけるクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱に基づく補助金額の1/4
(千円未満切り捨て。上限10万円)

6 申請要件等の確認

- ① 当団体は、補助対象機器を処分制限期間内に処分する場合、第10条規定に従い、市の承認を受け、指示された補助金額を返納します。
- ② 当団体は、別表1に示す業種にあたる法人、個人事業主ではありません。また、別表1に示す業種にあたる法人の役員ではありません。
- ③ 当団体は、「8 暴力団排除に関する誓約事項」について誓約します。
- ④ 当団体は、本申請により市が入手する個人情報に関し、本補助金の目的の範囲内で使用されることを了承します。
- ⑤ 当団体は、外部給電・神戸モデルに賛同し、添付の宣言書のとおり、外部給電活動や情報発信に積極的に協力します。
- ⑥ 当団体は、申請書の記載内容が間違っていた場合、その内容が軽微な場合には、市が修正することを了承します。

以上の内容について了承します。

申請者

団体名

代表者役職

代表者氏名

7 暴力団排除に関する誓約事項

当団体は補助金の交付の申請をするにあたって、また補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員ヲ言う。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜等を供与するなど直積的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

宣 言 書

当団体は、外部給電・神戸モデルに関する事業の趣旨・目的を理解し、当該補助対象事業の完了後には、以下の事項について実施することを宣言します。

- 1 外部給電・神戸モデル普及のため、情報発信や外部給電訓練に積極的に協力します。
- 2 他の団体関係者の見学受入など外部給電器の公開、施設内で使用する外部給電器写真の公表、広報誌等取材協力などの普及活動に、積極的に協力します。
- 3 施設を利用する団体の会員の誰もが、停電時に外部給電を受入れできるように、わかりやすい具体的な手順書を作成して施設内に常備します。
- 4 年1回以上、団体会員が参加する電動自動車等からの給電受入訓練を、団体の事業計画に計上して実施します。

年 月 日

申請者（補助対象者）

団体名

代表者役職・氏名

(様式第 2 号)

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

様

神 戸 市 長

外部給電器の新規購入補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった外部給電器の新規購入補助金については、交付することを決定したので、外部給電器の新規購入補助金交付要綱第 8 条第 2 項に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 補助対象事業に対する補助金の額は、次のとおりとする。

補助金の額 金 円

2 補助対象事業の内容は、年 月 日付第 号で申請のあった外部給電器の新規購入補助金交付申請書のとおりとする。

3 補助対象事業者は、神戸市補助金等の交付に関する規則及び外部給電器の新規購入補助金交付要綱を遵守しなければならない。

(様式第3号)

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

様

神 戸 市 長

外部給電器の新規購入補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった外部給電器の新規購入補助金については、不交付とすることを決定したので、外部給電器の新規購入補助金交付要綱第8条第3項に基づき、下記のとおり通知します。

記

不交付とした理由

(様式第 4 号)

年 月 日

神戸市長 宛

外部給電器の新規購入補助金財産処分承認申請書

外部給電器の新規購入補助金に係る補助対象事業により取得した財産の処分について、外部給電器の新規購入補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

申請を行う事業の補助金 額決定通知書番号	神環環指第	号 (金額決定通知日	年	月	日)
-------------------------	-------	------------	---	---	----

1 申請者 (補助対象者)

(1) 住所	〒				
(2) 団体名	フリガナ				
(3) 代表者 役職・氏名	フリガナ				
(4) 電話番号	—	—	F A X	—	—

2 処分の内容

処分しようとする財産の明細	処分の内容	処分しようとする理由

3 処分予定年月日

年 月 日

様

神 戸 市 長

外部給電器の新規購入補助金財産処分承認通知書

年 月 日付で申請のあった外部給電器の新規購入補助金に係る補助対象事業により取得した財産の処分については、承認しましたので、外部給電器の新規購入補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 承認する財産処分の内容

処分しようとする財産の明細	処分の内容	処分しようとする理由

2 その他

- (1) 財産処分の実施後は、速やかに処分内容、処分年月日のわかる書類を提出すること
- (2) (1)に基づき、市長が算出した補助金の返還額について、市長からの請求があった場合は、速やかに補助金の返還を行うこと。

(様式第6号)

(公 印 省 略)
第 号
年 月 日

様

神 戸 市 長

外部給電器の新規購入補助金交付決定取消通知書

年 月 日付第 号で交付決定した外部給電器の新規購入補助金に係る下記事業については、交付決定を取り消しましたので、外部給電器の新規購入補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 補助対象事業者名

2 補助金の返還額

円

3 取消の理由

4 その他

(1) 市長が算出した補助金の返還額について、市長からの請求があった場合は、速やかに補助金の返還を行うこと。